

PPP／PFIの推進における最新の動向

令和7年10月16日



内閣府 民間資金等活用事業推進室

政策調査員 土方 貴史

目 次

1. PPP/PFIの概観
2. PPP/PFI推進アクションプラン（令和7年改定版）の概要
3. PPP/PFI推進室による支援制度等

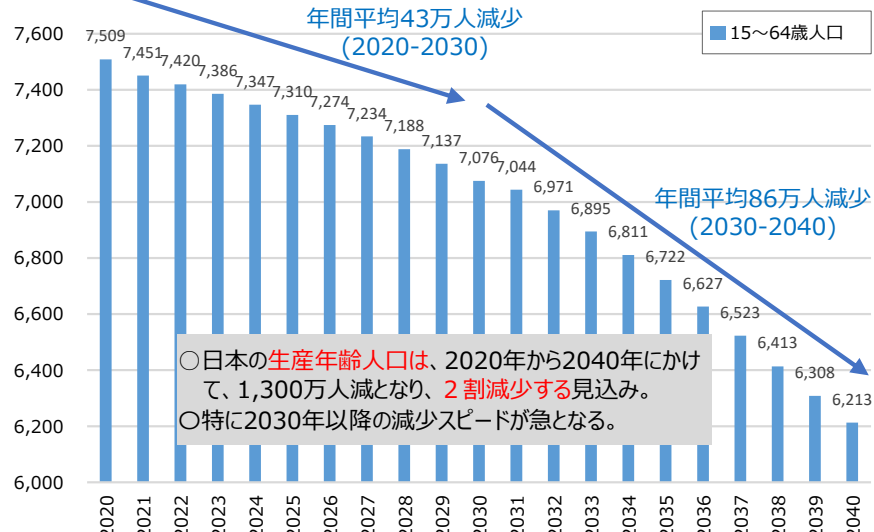
目次

1. PPP/PFIの概観
2. PPP/PFI推進アクションプラン（令和7年改定版）の概要
3. PPP/PFI推進室による支援制度等

社会情勢を踏まえたPPP/PFIの必要性について

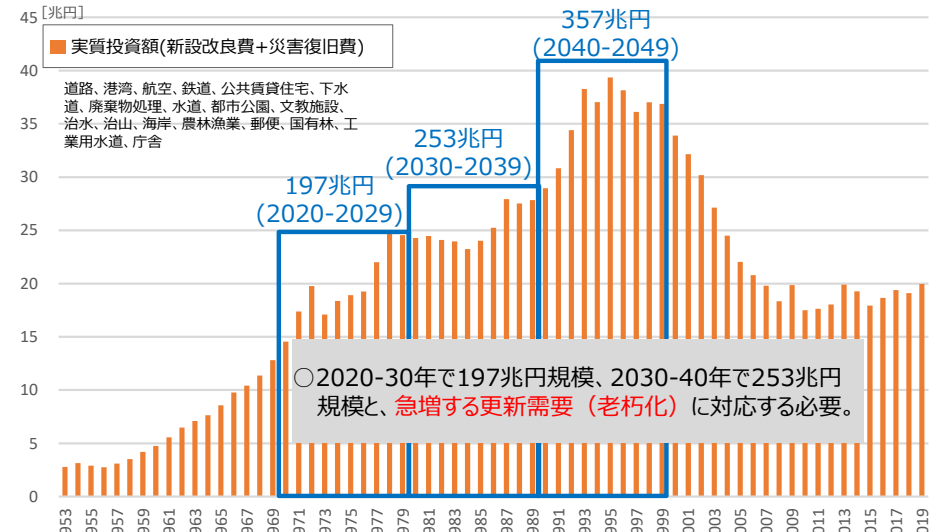
- 生産年齢人口の減少に伴う官民の担い手・技術者の減少、公共施設等の老朽化等の課題が顕在化しており、それらの対応は待ったなし。
- 公共施設等の整備・管理を効率よく行い、持続可能で活力ある社会を実現するため、PPP/PFIの活用が不可欠。

日本の生産年齢人口の推移

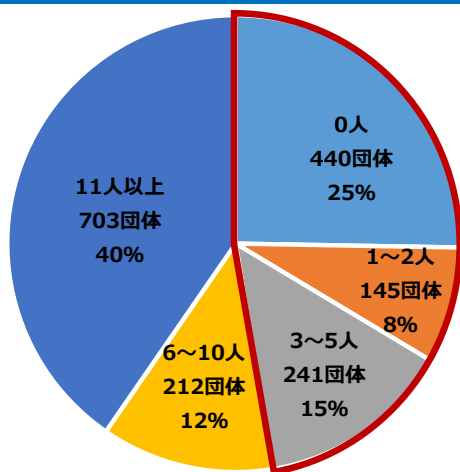


出典：「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所資料）」を基に内閣府PFI推進室作成。

社会資本投資の推移



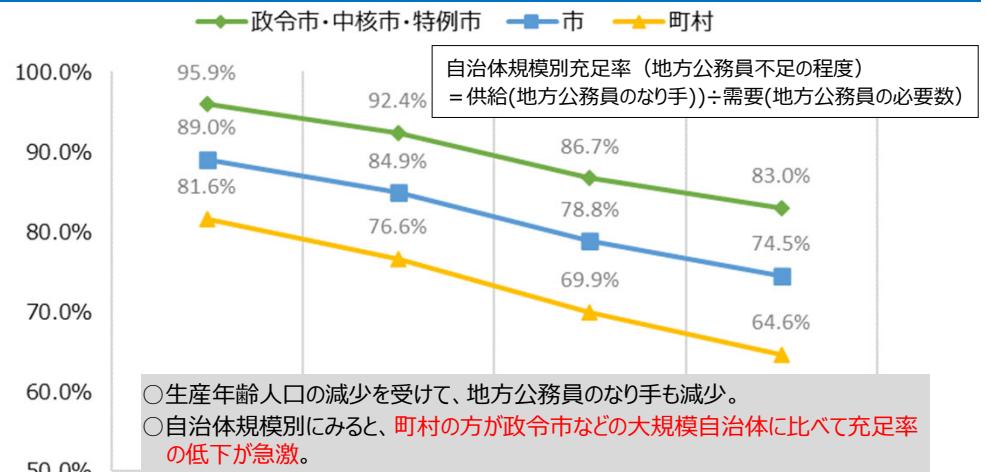
市区町村における技術系職員数の比較



※1 地方公共団体定員管理調査結果（令和6年4月1日時点）より内閣府作成。なお、一般行政部門の職員を集計の対象としている。
※2 技術系職員は土木技師、建築技師として定義。

○市区町村の約半分で技術系職員が5人以下となっており、担い手確保が困難になっている。

地方公務員不足の将来推計



2030年 2035年 2040年 2045年

出典：株式会社日本総合研究所「地方公務員は足りているか—地方自治体の人手不足の現状把握と課題—（2021年）」を基に内閣府PFI推進室作成

PPP/PFIについて

○PPP/PFIは、**公共**にとっては**歳出の効率化**、**民間**事業者にとっては**ビジネス機会の拡大**等を通じた**利益の創出**、**住民**にとっては**サービスの質の向上等の様々な効果**があり、地域経済・社会の活性化につながる手法。

PPP (Public Private Partnership) : 民間の力を公的サービスに有効活用する官民連携事業 (指定管理者制度、包括的管理委託等)

PFI (Private Finance Initiative) : PPP (官民連携事業) のうち、**PFI法に基づく事業** (民間資金等活用事業)

PFI事業の特徴 (従来型の公共事業との違い・主なメリット)

① 一体的発注

従来型 : 行政が業務ごとに個別発注

PFI : 複数業務を一体的に契約

② 性能発注

従来型 : 作業プロセス、使用材料等を詳細に規定

PFI : 性能の要求水準を示し、達成方法は民間事業者に委ねる

③ 中長期の契約期間

従来型 : 短期

PFI : 中長期

④ 民間事業者による資金調達

従来型 : 公共が資金調達

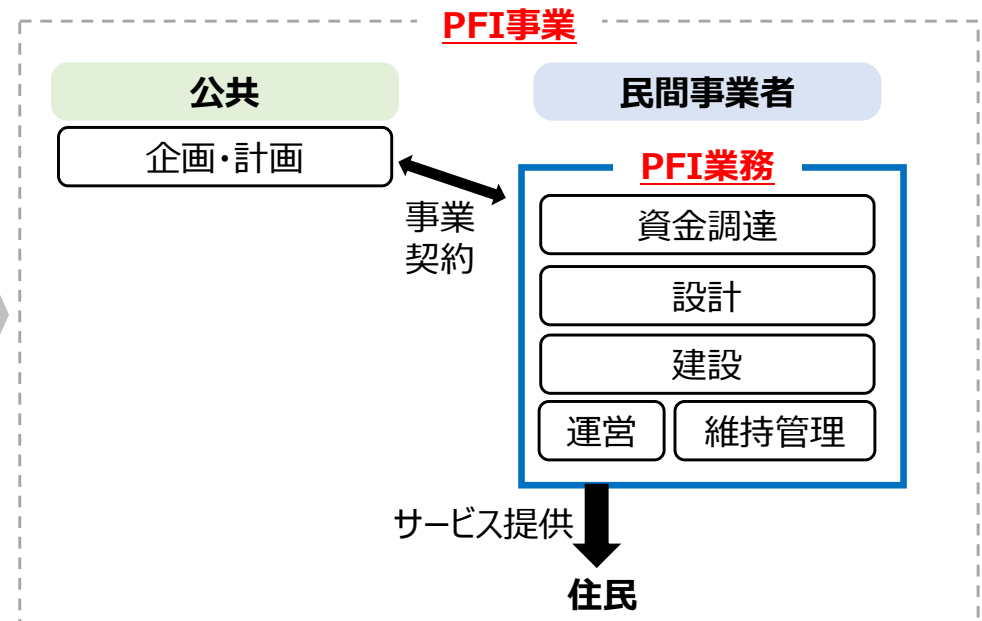
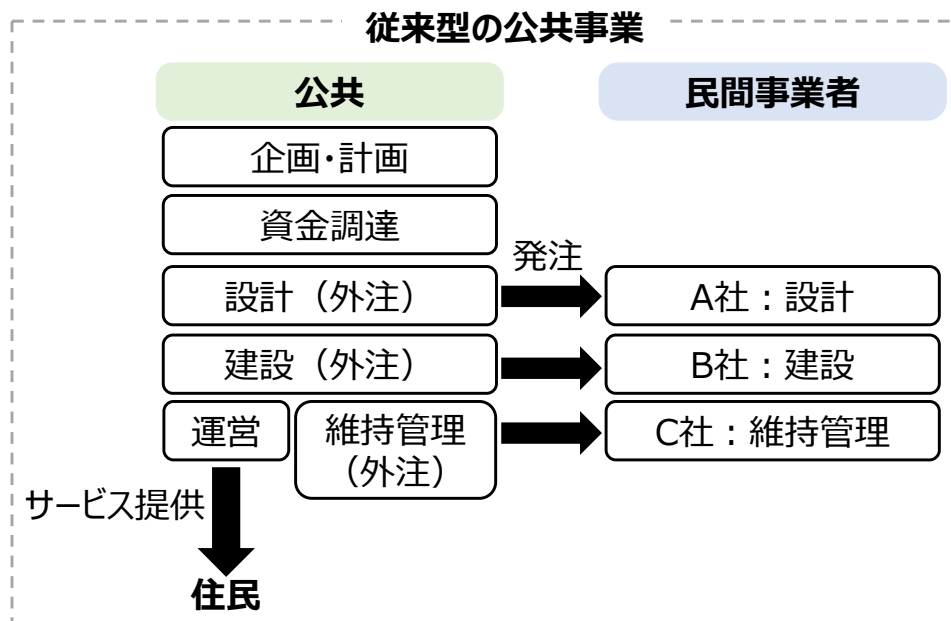
PFI : 基本的に民間事業者が資金調達

① **設計、建設から維持管理・運営等に至るまでの業務を一体的に実施**することで、**ライフサイクルコスト**や**行政負担** (整備・維持管理に係る技術的な対応や発注・契約にかかる諸業務等) の**軽減**が期待できる。

② 民間事業者の**自由度**が高まり、**創意工夫やノウハウを最大限活用**することができ、**質の高い公共サービスの提供**が可能となる。

③ **投資回収期間**を確保し、また**人員計画の策定**がしやすくなり、民間事業者の創意工夫を引き出しやすくなる。

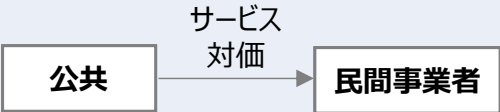

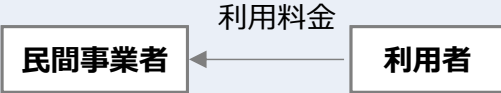
④ **財政支出の平準化 (割賦支払)** が可能になるとともに金融機関によるモニタリングにより財務状況の健全性が確保できる。等



(参考)PFIの類型

○収益構造・権利の様態による分類は以下のとおり。

収益構造による分類

<p>サービス購入型 公共側が民間事業者による公共サービスへの対価としてサービス購入費を支払う類型。</p> 	<p>混合型 公共側から支払われるサービス購入費と、公共サービスの提供に対し利用者から支払われる利用料金収入が民間事業者の収益になる類型。</p> 	<p>独立採算型 公共側からのサービス購入費などの支払いがなく、公共サービスの提供に対し利用者から支払われる利用料金収入が民間事業者の収益になる類型。</p> 
---	---	--

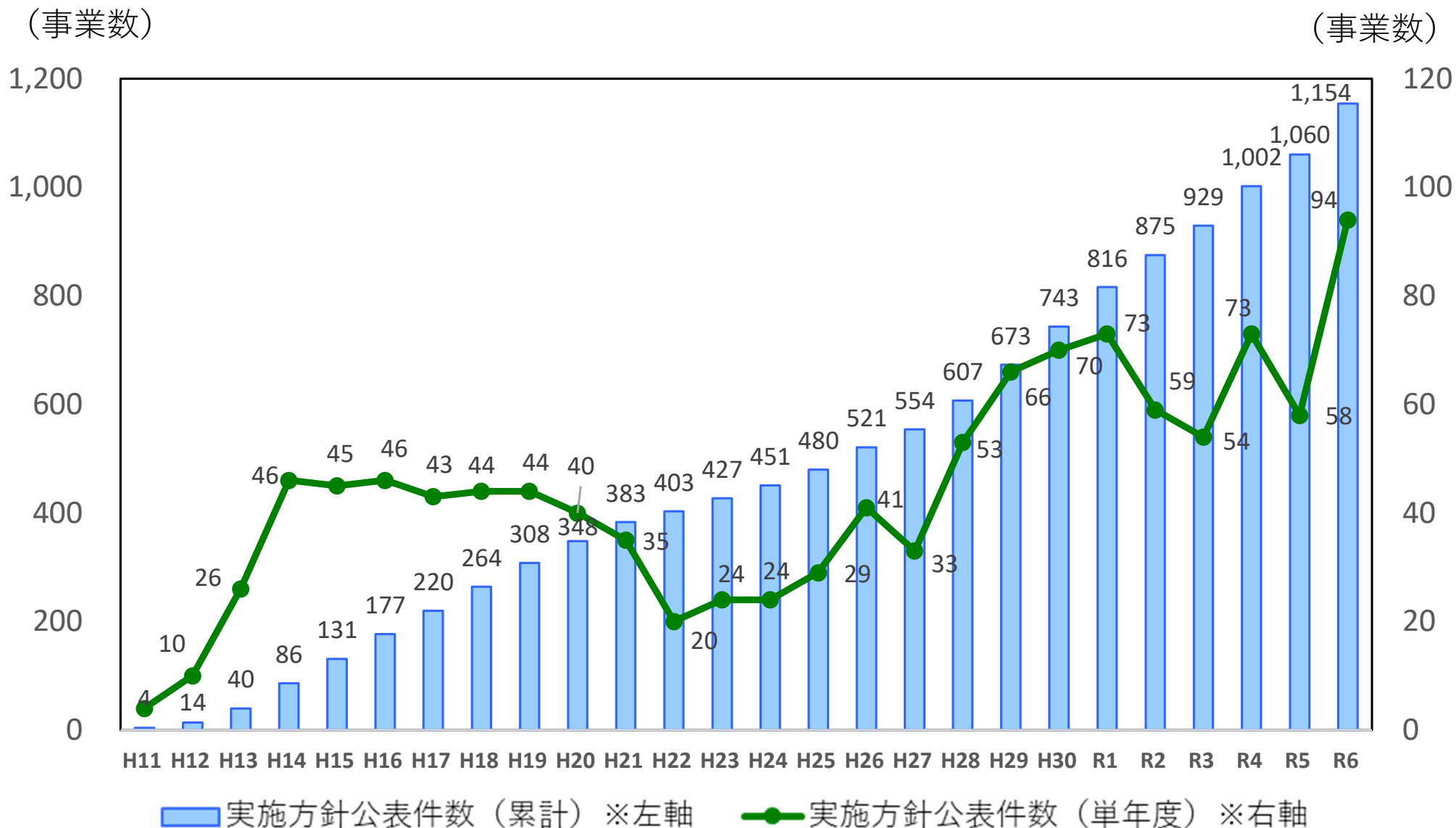
権利の様態による分類

<p>BTO <u><整備(B) → 移転(T) → 運営(O)></u> 公共施設等の整備後、施設の所有権を公共側に移転した後、民間事業者が運営を行う事業。</p>	<p>BOT <u><整備(B) → 運営(O) → 移転(T)></u> 公共施設等の整備後、運営期間中、民間事業者が施設を所有し続け、事業期間満了後、所有権を公共側に移転する事業。</p>	<p>BOO <u><整備(B) → 所有(O) → 運営(O)></u> 公共施設等の整備後、運営期間中、民間事業者が施設を所有し続け、事業期間満了後も引き続き民間事業者が施設を所有、または原状回復を行う事業。</p>
<p>BT <u><整備(B) → 移転(T)></u> 公共施設等の整備後、施設の所有権を公共側に移転する事業。</p>	<p>RO <u><改修(R) → 運営(O)></u> 公共側が所有する施設の改修等を民間事業者が実施し、改修等の後、運営を行う事業。</p>	<p>O <u><運営(O)></u> 公共側が所有する施設の運営のみを民間事業者が実施する事業。</p>

※**公共施設等運営権（コンセッション）**・・・施設の所有権を公共側が有したまま、施設の運営及び維持管理を行う権利を民間事業者に設定する方式。なお、収益構造による分類は、利用料金の収受を行う独立採算型または混合型のみ。

PFI事業数の推移

- **令和6年度に実施方針を公表した PFI 事業数は94件。**
- 平成11年度から令和6年度までに実施方針を公表した**累計のPFI事業数は1,154件。**



※令和6年度末時点。事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

PFI事業の実施状況

○分野別実施方針公表数の内訳は以下のとおり。

(令和7年3月31日現在)

分 野	事業主体別			合計
	国	地方	その他	
文化社会教育（学校施設、文化・社会教育施設 等）	4	383(28)	53	440(28)
医療・福祉（病院・診療所、児童福祉施設 等）	0	45(1)	7(1)	52(2)
環境衛生（斎場、廃棄物処理施設、浄化槽 等）	0	120(5)	0	120(5)
経済地域振興（MICE、観光・地域振興施設、住宅 等）	3	275(29)	0	278(29)
インフラ（上下水道、工業用水道、道路、港湾施設 等）	41(13)	84(7)	2	126(19)
行政（庁舎、宿舎 等）	70(5)	61(5)	3	131(10)
その他	3(1)	4	0	7(1)
合 計	121(19)	972(75)	65(1)	1,154(94)

(注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

(注2) 国・地方が共同で実施している事業が4件あり、「事業主体別」においてはそれぞれにカウントしているが、事業主体別でない「合計」においては1事業としてカウントしている(うち1事業は令和6年度実施)。

(注3) 分野については該当事業毎に主となる分野1分野のみを選定して分類している。

(注4) 括弧内は令和6年度の実施件数（内数）

目 次

1. PPP/PFIの概観
2. PPP/PFI推進アクションプラン（令和7年改定版）の概要
3. PPP/PFI推進室による支援制度等

PPP/PFI推進アクションプランについて

- PPP/PFI推進アクションプランは、政府としてPPP/PFIを推進するに当たっての方針や施策を取りまとめたもの。
- 30年間続いたコストカット経済から脱却し、社会的課題の解決と成長型経済をけん引する手段として、PPP/PFIを更に積極的に推進していく必要。
- アクションプランに掲げる2つの目標（事業規模目標及び重点分野における事業件数10年ターゲット）は順調に進捗。

※ PPP : Public Private Partnership / PFI : Private Finance Initiative

事業規模目標に対する進捗状況

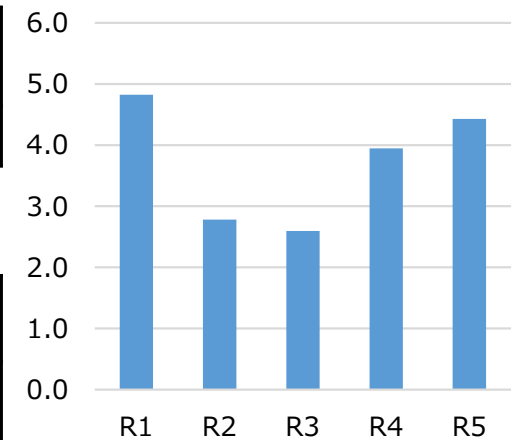
事業規模目標 (令和4年度～令和13年度：10年間)	令和4年度 (1年目)	令和5年度 (2年目)	合計
30兆円	3.9兆円	4.4兆円	8.4兆円

※合計は小数第2位を四捨五入している関係で差異あり。

事業件数10年ターゲット（件数は累積）

事業件数10年ターゲット (令和4年度～令和13年度：10年間)	令和4年度末 (1年目)	令和5年度末 (2年目)	令和6年度末 (3年目)
重点14分野 650件	82件 (13%)	146件 (22%)	209件 (32%)

＜各年度の事業規模（兆円）＞



＜内訳＞

分野	事業件数 10年ターゲット	令和4年度末 (1年目)	令和5年度末 (2年目)	令和6年度末 (3年目)
空港	10	0 (0%)	1 (10%)	3 (30%)
水道	100	3 (3%)	5 (5%)	8 (8%)
下水道	100	2 (2%)	3 (3%)	12 (12%)
道路	60	15 (25%)	26 (43%)	34 (57%)
スポーツ施設	40	8 (20%)	19 (48%)	22 (55%)
文化・社会 教育施設	35	5 (14%)	11 (31%)	15 (42%)
大学施設	40	23 (58%)	31 (78%)	37 (93%)

分野	事業件数 10年ターゲット	令和4年度末 (1年目)	令和5年度末 (2年目)	令和6年度末 (3年目)
公園	30	3 (10%)	7 (23%)	10 (33%)
MICE施設	30	4 (13%)	7 (23%)	7 (23%)
公営住宅	100	16 (16%)	26 (26%)	44 (44%)
クルーズ船向け 旅客ターミナル	10	1 (10%)	3 (30%)	3 (30%)
公営 水力発電	20	1 (5%)	2 (10%)	2 (10%)
工業用水道	25	1 (4%)	5 (20%)	10 (40%)
自衛隊施設	50	—	—	2 (4%)

(単位：件)

※事業件数10年ターゲット：令和13年度(R4-R13年度)までの10年間で具体化を狙う野心的な事業件数のターゲット

※具体化：①実施契約を締結する予定の案件、②実施方針公表段階となる予定の案件のほか、③事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の案件。

I . PPP/PFI推進アクションプラン 令和7年改定について

- 地方創生2.0が実現する前提として、持続可能で活力ある地域を構築していくため、**公共施設・インフラが適切に整備・維持・管理されることが必要**。
- 公共施設・インフラの整備・維持・管理を**公共だけで行うことは地域によっては困難となりつつあり、官民連携が必要**。
- このため、**地方公共団体や民間事業者が抱えるPPP/PFIの課題**を特定し、その課題の**解消に資する取組**を行うに当たり、以下を柱とし、**アクションプランを改定**。

<主な改定事項>

1. 地方公共団体への支援の強化

- ・ PFI推進機構による伴走支援の強化
- ・ PFI事業の検討開始から事業契約までの期間短縮化・負担軽減
- ・ 分野横断型・広域型PPP/PFIの検討要請
- ・ 地域プラットフォーム未設置道県の解消と取組の底上げ

2. 民間事業者を取り巻く事業環境の改善

- ・ 民間事業者の創意工夫を発揮しやすくする環境整備
- ・ PFI推進機構による地域金融機関へのノウハウ提供
- ・ 物価上昇への継続的・的確な対応

3. 地域課題の解決に資する官民連携の推進

- ・ スモールコンセッションの推進
- ・ LABVの普及啓発

4. フェーズフリーの視点を取り入れた官民連携の推進

- ・ フェーズフリーの視点を取り入れた公共施設等の事例を収集し、地方公共団体や民間事業者へ横展開
- ・ 平時を中心とした地方公共団体所有のキッチンカーの活用可能性の研究

5. 令和7年改定における各分野の主な取組

5. 令和7年改定における各分野の主な取組

○令和7年アクションプラン改定における、重点分野や、それ以外の分野の主な取組は以下のとおり。

分野		令和7年度の主な取組
重点分野	<u>水道・下水道</u>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 4月に公表した「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン（第2.0版）」を地方公共団体に周知。 ✓ PFI推進機構・内閣府・国土交通省が連携し、ウォーターPPPを検討している地方公共団体への支援を実施。
	<u>道路</u>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 全国14の直轄駐車場の維持管理・運営事業について、コンセッション事業で実施予定であり、令和7年度は事業の具体化に向けた検討を実施。
	<u>スポーツ施設</u>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ スポーツ施設の案件形成の推進のため、具体的な構想・計画の策定やアドバイザー経費に対する支援等を行う。
	<u>国営公園</u>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ モデルとなる公園（国営備北丘陵公園・国営讃岐まんのう公園）において、サウンディング調査や、専門家からなる検討会での議論を踏まえて、令和8年度の事業者公募に向けた準備・検討を実施。また、他公園における導入についても検討。
それ以外の分野	<u>ハイブリッドダム</u>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 発電施設の新増設について、湯西川ダム・尾原ダム、野村ダムの3ダムで、令和7年度中に事業者を特定予定。
	<u>国立公園</u>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 先端モデル事業として選定された4公園である、十和田八幡平国立公園・中部山岳国立公園・大山隠岐国立公園・やんばる国立公園にて、具体的なスキームの検討を行うとともに、他公園への水平展開を検討。
	<u>民間船舶（防衛省）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 民間船舶の運航・管理事業について、2期事業にて、船舶数の拡充（2隻→6隻）を予定。
	<u>火葬場</u>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地方公共団体に対するセミナーの実施や、火葬場の整備・運営についての事例集の周知。

目 次

1. PPP/PFIの概観
2. PPP/PFI推進アクションプラン（令和7年改定版）の概要
3. PPP/PFI推進室による支援制度等

(参考)分野横断型・広域型のPPP/PFI事業導入の手引(令和7年3月)

○一層の歳出の効率化、不足する地方公共団体職員の補完、民間事業者の参入促進等の観点から、分野横断型・広域型のPPP/PFIの形成を促進するため、本手引を策定。先行事例から抽出したポイントをまとめ、今後、地方公共団体へ横展開を図り、地方公共団体の担当者が分野横断型又は広域型のPPP/PFIの事業を推進する契機とすることを目的とする。

分野横断型・広域型PPP/PFI事業の類型例		本手引の構成
項目	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 分野横断型 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 広域型 </div> </div>	<p>はじめに：背景となる社会環境や分野横断型・広域型のPPP/PFIの必要性 等</p> <p>第1章：本手引の目的と活用方法・本手引を用いる場面例 等</p> <p>第2章：分野横断型・広域型事業の基礎情報（類型・事例状況） 等</p> <p>第3章：課題・目的を踏まえた手法選択の考え方・検討の視点・手法選択フロー例 等</p> <p>第4章：事業化に向けての留意点・ポイント 等</p> <p>参考事例集</p>

事業化に向けての留意点・ポイント

➢ 分野横断型・広域型それぞれのPPP/PFI事業の事業化に向けての留意点・ポイント・その対策等を先行事例の地方公共団体・民間事業者へのヒアリング等により抽出し、各検討段階において整理。

➢ 合計29団体(分野横断型15件、広域型14件)へのヒアリングを実施し、「事業目的・得られた効果等」、「事業概要」、「事業スキーム」、「事業化までの経緯・ポイント」等を紹介。

➢ 特に各検討段階における具体的な取組状況、課題と対応策、実際の担当者としての苦労した点などを取り上げるようにしている。



- 分野横断型又は広域型の事業とするきっかけづくり・合意形成 等
- 庁内外との調整事項
■ 民間事業者への意向把握 等
- 事業条件の設定
■ 選定・審査方法
■ 民間事業者との関わり方 等
- モニタリング
■ 情報共有体制 等

＜先行事例における取組内容の一例＞

分野横断型	部署横断タスクフォースの設置	外部意見の反映	全体を俯瞰した要求水準書	関係部署間の役割分担
	事業推進の会議体の設置	分野横断の効果の整理	地元事業者のリスト公表	非常時・事故等への備え
広域型	財務シミュレーションの実施	県と市の連携・事前相談	横断組織の設置	モニタリング時の連携体制
	協議会を契機とした協議推進	連絡窓口の一本化	県と市の責任所在の明確化	システムの共通化

(参考) PPP/PFIの性能発注に関する事例集(令和7年8月)

- 公共施設等の建設、維持管理等の実施に当たって、**PPP/PFIの特徴の一つである「性能発注」を地方公共団体等が効果的に活用し、民間事業者の創意工夫が最大限発揮されることを促す**ため、本事例集を作成。
- 地方公共団体の担当者が**より良い性能発注**に取り組む上での参考書とすることを旨とし、**11件のPPP/PFI事例**を取り上げ、**事例毎に性能発注のあり方として参考となる取組の特徴や性能発注の効果と要求水準書上の記載方法等**をとりまとめた。

07
スポーツ施設

(静岡県袋井市)

袋井市総合体育館整備及び運営事業

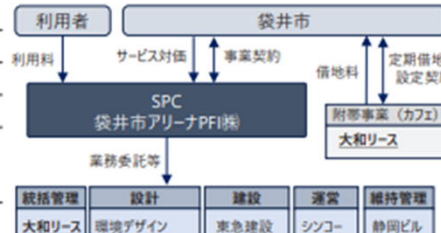
— 施設の市民利用の機会増大と市の防災能力の強化が実現 —

既存の市民体育館は老朽化し、多様な市民ニーズに対応できておらず、大規模災害時の避難所としても利用できない状況にあった。

この状況を踏まえ、市のスポーツ拠点施設として**スポーツを通じた市民の交流の活性化を図るとともに、市の防災拠点や指定避難所として使用**することを目的に、市民体育館が整備された。



事業主体	静岡県袋井市：8.8万人（令和7年2月時点）
事業範囲	設計、施工、運営、維持管理
事業方式	PFI-BTO/混合型（附帯事業あり）
事業期間	平成29年～令和17年（18年間）
選定方式	総合評価一般競争入札
契約金額	6,144百万円
VFM	2.4%（入札後）
対象施設	袋井市総合体育館 延床面積：7,769㎡ 観覧席：固定500席+可動約540席
	平成26年3月 基本構想策定



- 管理者等が抱えていた課題や事業を通じて目指そうとした姿とそれに対して実施した創意工夫を、3つの論点で整理。

事業の特徴（課題・目指す姿・創意工夫）

課題・目指す姿	実施した創意工夫
1 市民ニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> 事業期間中、アンケートやSNSを通じて市民ニーズを継続的に拾い、多様なスポーツ教室・イベントを開催している。 休館日を月1回とするほか、年末年始も開館し、開館日数を大幅に増加させ、市民利用の日数を増やした。
2 市民の認知度向上	<ul style="list-style-type: none"> プレオープン期間を設定し、リーグの試合など多様なイベントを開催することにより、施設の魅力を伝え、認知度向上と市民による新規利用を促進した。
3 防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> 必要な防災機能を十分に具備し、大規模災害時には、1500人収容の指定避難所として利用されるほか、平時から防災訓練の場としても活用されている。また、地元住民、市職員等に向け、有識者を招いて避難所報告会等を開催している。

- 実施された創意工夫の内容と、それを引き出す上でのどのように要求水準書等を作成したか等、性能発注のポイントを論点毎に具体的に記載。

1 市民ニーズへの対応

創意工夫の内容

- 誰でも参加可能なスポーツ教室等を**年間135～150教室程度開講**するほか、週2回程度個人利用でもアリーナ・サブアリーナを利用できる「スポーツDAY」を設けるなど、個人利用の機会を作っている。
- アンケート調査やSNSを通じて利用者の意見を収集し、新たな種目を追加したり、人気教室の回数を増やしたりするなど、市民ニーズに合わせた運営が実施されている。**
- 従前は週1日だった**閉館日を月1日**とした。また、**年末年始も開館**している体育施設は市内に他にないため、**年末年始も一定数の市民が足を運んでいる。**

要求水準書作成のポイント

- 市内には主に興行を目的に使われるエコパアリーナがあるため、市は、**市民利用を中心とした施設にしたいと考えていた。**
- このため、「事業の基本コンセプト」として、「**だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、親しみ、楽しむことのできるスポーツ文化の推進**」を掲げ、**市民利用に力点を置いていることを意識した記載**としている。
- また、閉館日を毎週月曜日と年末年始として記載する一方、**ただし書きで、「休館日の開館は、事業者の提案による」と記載し、事業者の提案によって閉館日を増やせる余地を持たせている。**



▲市民向けスポーツ教室の様子



▲スポーツDAYの様子

<事業者側の受けとめ>

- エコパアリーナの存在も含め、本施設は、市民利用が中心だと意識しました。
- 閉館日については、提案の余地がある箇所だと捉え、競争力のある提案とするために、休館日数の削減を市民の利用機会増大の方策としました。

- 事業者の声も掲載。

基本構想・基本計画による事業コンセプトの周知

- エコパアリーナとの役割分担や本施設に期待することについては、要求水準書での記載のみならず、要求水準書作成前の**基本構想・基本計画段階から示していた。**
- このことも、提案に当たり、市が本施設を市民利用中心の施設としたいと考えていることを理解することを促し、市民ニーズへの対応・市民利用の拡大等の**市の課題に合致する創意工夫の提案を引き出す**ことに寄与している。

Tips 創意工夫を引き出す要求水準書

- 基本構想や基本計画の段階から、地域に同種施設がある等の地域事情を踏まえ、他施設との役割の違いや事業で重視する点など、**事業に期待する役割を明確化し、基本構想・基本計画・要求水準書で繰り返し明示する**などにより事業者に伝えることが、市の課題に合致する創意工夫を引き出す上で有用である。

(参考) PPP/PFIの性能発注に関する事例集(令和7年8月)

○本事例集における主なポイントは以下のとおり。

③ 防災力の強化

創意工夫の内容

- ・ 休館日が少なく、事業者の職員が近隣に住んでいるため、**市職員の到着を待たずに速やかに避難所を開設できる。**
- ・ 指定避難所としてのキャパシティや必要な備品の設置といった要求水準をクリアしたうえで、**かまどベンチや間仕切りシステム・蓄電池の導入等の更なる工夫を施している。**
- ・ 防災訓練については、施設の訓練のみならず、**市の総合防災訓練にも使用されている。**



▲防災訓練の様子

要求水準書作成のポイント

- ・ 普段から施設を管理しており、**施設利用に対して理解の深い事業者が災害対応をすることが望ましい**と考え、「袋井市地域防災計画」を参考に、要求水準書を作成した。
- ・ 「災害時初動対応業務」の項目を設け、**業務の性能を指示するとともに、役割分担を個別に指定している。**
 - 例：事業者の役割
 - ①初期対応：利用者・職員の避難誘導、避難所の開設、非発の運転、初期消火等の応急対応
 - ②市職員への協力：防災資機材の設置、避難者受入
- ・ 「建築計画の要求水準」にて、「安全・防災・防犯」の項目に「大規模災害発生時には、市の指定避難所（収容人数：約1,500人）として使用する」と**基準を明確に記載した。**

<事業者側の受けとめ>

- ・ 事業参画に当たって支障とならない、対応可能な範囲の要求水準だと判断し、創意工夫についても、これまで蓄積したノウハウから実施可能なものを提案しました。

☀ Tips 創意工夫を引き出す要求水準書

- ・ **防災性能の記載について、事業者の参画を妨げるような過度な要求にはならず、特に留意すべき項目・役割分担は具体的に記載した。**防災機能を含む官民連携事業で、**事業者から広く公募への参加を募るためのポイント**である。

性能発注により行政、住民、事業者が得られた効果



行政

- ・ 事業者の提案によって、**様々な手段で市民利用の機会が増大**し、市民サービスの質が向上することにより、年間15万人前後が来場している。**旧市民体育館の3倍程度の来場者**となっている。
- ・ **災害対応を施設運営者が担う**ことで、市の防災能力や避難所機能が強化された。



住民

- ・ **休館日が減り、より気軽に施設を利用しやすくなった**ほか、**市民ニーズに合った教室やイベントが開催**され、利用機会が増えた。



事業者

- ・ 本事業の経験によって、**災害時のニーズの把握や避難所対応の流れについてノウハウが蓄積**され、**他事業に同様の提案を展開**することができている。
- ・ 複数件のプロスポーツの誘致をしたことで、**事業者主体で開催を企画**できるようになった。

要求水準書等の抜粋

① 市民ニーズへの対応

■ 記載例 > 袋井市総合体育館整備及び運営事業 要求水準書 (p.1~2)

1 総則

(3) 事業の基本コンセプト

「袋井市総合体育館整備構想」でも定めたとおり、本施設は、市民が生活の中にスポーツを定着させることで、スポーツへの関わりを深め、幅広く市民の健康増進、健康意識の向上の役割を担うことができる施設とするため、**「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、親しみ、楽しむことのできるスポーツ文化の推進」**を基本コンセプトとする。

■ 記載例 > 袋井市総合体育館整備及び運営事業 要求水準書 (p.3, 62)

1 総則

(5) 本事業の施設概要及び事業期間

ア 施設概要

施設名称	袋井市総合体育館
計画地	静岡県袋井市久能 1725-1 ほか
敷地面積	約 37,000 m ² ※ ※市が実施する敷地周辺道路計画により増減する
延床面積	6,900 m ² 以上（屋外倉庫等の屋外施設は含まない。）
開館時間	8時30分から21時30分は開館するものとし、延長については事業者提案による
休館日	月曜日（その日が祝日法に規定する休日にあたるときは、その翌日（ただし、5月3日及び5月4日にあたるときは、5月6日）、12月28日～翌年の1月3日までの間。 ただし、 休館日の開館は、事業者の提案による。

7 運営に係る要求水準

(2) 施設運営の基本要件

ア 本施設の開館日及び休館日等

(ア) 供用開始日

平成 32 年 4 月 1 日

(イ) 開館時間

開館時間は、8時30分から21時30分は開館するものとし、延長については事業者の提案に基づき、市と協議の上で決定する。

(ウ) 休館日

月曜日（その日が祝日法に規定する休日にあたるときは、その翌日（ただし、5月3日及び5月4日にあたるときは、5月6日））、12月28日から翌年の1月3日までの間。**ただし、休館日の開館は、事業者の提案に基づき、市と協議の上で決定する。**

➤ 各事例において、性能発注により創意工夫が実現したことで得られたメリットを行政、住民、事業者の視点から整理。

➤ 紹介した性能発注のポイントが具体的にどのように要求水準書等に反映されているかを確認しやすいよう、該当する要求水準書等の記載を抜粋し掲載。

(参考)PPP/PFIに関するガイドライン・手引等

	事業 発案段階	事業条件 検討段階	実施方針の 策定・公表	特定事業の 評価・選定、公表	民間事業者の 募集、評価・選定、公表	事業契約等の 締結等	事業の 実施、監視等	事業の終了	
事業導入関連	地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き(H15策定、R5改正)								
	分野横断型・広域型のPPP/PFI事業導入の手引(R6策定)								
	スタジアム・アリーナに係るコンセッション事業活用ガイドライン(R4策定、R5改正)								
	PPP/PFI手法導入優先的検討規程 ・策定の手引き(H28策定、R4改正) ・運用の手引き(H29)								
事業推進の 手続き関連	PFI事業実施プロセスに関するガイドライン(H13策定、R7改正)								
	PPP/PFI導入可能性調査簡易 化マニュアル(H31)					PFI事業におけるリスク分担等に 関するガイドライン (H13策定、R3改正)			
	VFMに関するガイドライン(H13策定、R5改正)					契約に関するガイ ドライン(H15策 定、R7改正)		モニタリングに関するガイドラ イン(H15策定、H30改正)	
	VFM簡易算定モデル、 VFM簡易算定モデル マニュアル(H29)					PFI標準契約1 (H22公開、 R7改正)		PFI事業における 事後評価マニュアル(R3)	
	地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続き簡易化マニュアル(H26)								
	公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン(H25策定、R5改正)								
官民対話(民間提案含む)関連	PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド (H28 ※内閣府・総務省・国交省)								
	専門家派遣によるハンズオン 支援」から得られた官民連携 事業の具体化のポイント集(R3 策定,R7改正)								
	地域プラットフォームの取組か ら得られた「円滑な官民対話」 のポイント(R1策定、R2改正)								
	地方公共団体のサウンディング 型市場調査の手引き (H30策定、R1改正)								
	PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル (H26策定、R3改正)								
その他	地域プラットフォーム設置・運用マニュアル(H29策定、R7改正) PFI推進室HP「各種PFI情報」、「PFI契約情報」、「よくある御質問」等								

(参考)スタジアム・アリーナに係るコンセッション事業活用ガイドライン

○スタジアム・アリーナに係るコンセッション事業活用ガイドラインの概要は以下のとおり。

【全体構成】

 : 導入編

 : 実務編

 : 資料編

- 本ガイドラインは、以下に示す5つの章から構成される。第1章・第2章は、PFI事業等に不慣れな地方公共団体等も想定し、導入編として整理。
- 第3章・第4章は地方公共団体等へのヒアリング結果を踏まえ、実務的に必要な情報を論点ごとに整理。

第1章 はじめに

- ガイドライン策定の趣旨や目的
- ガイドラインの位置づけや他のガイドライン等との関係性
- 用語定義（PFI事業等に馴染みのない担当者等も想定）

第2章 スタジアム・アリーナ改革とコンセッション

- コンセッション手法の活用意義やメリット（官民の視点、eスポーツ等の活用）
- コンセッション手法による官民連携及び整備と運営の一体的な検討・実施の意義
- 本ガイドラインの論点と構成

第3章 事業化検討段階

- **スタジアム・アリーナ改革を踏まえ、事業化検討段階の4つの要件、検討すべき15の論点を整理**し、手続きや考え方、留意すべき事項を整理。

要件	検討すべき主な論点
A.集客力を高めるまちづくりを支える持続可能な経営資源としての要件	①マーケット調査：スポーツ・eスポーツ・エンタメ興行等の利用可能性、②上位計画等との整合性：特にまちづくり計画等との整合性、③アセットマネジメントの推進：既存施設集約・複合化の可能性、④候補地における環境調査：周辺への影響等からみた事業実現性、⑤候補地の選出：上記①～④等を勘案した最適な候補地検討の考え方
B.プロジェクト上流段階において検討されるべき事項に関する要件	⑥施設や規模のスペック：公共が規定すべき要求水準に関する考え方、⑦プロスポーツチーム等の関与方法：事業への関与の考え方、⑧各種競技団体等との調整：ステークホルダーとなり得る団体のニーズ把握の必要性、⑨同種施設との位置づけ：地域内の同種施設との機能・役割分担の整理
C.収益・財務に関する要件	⑩適用可能な補助金・交付金：事業成立性や事業実現性、⑪事業スキーム：BT+コンセッション手法の事業スキーム検討の考え方
D.各種庁内手続きに関する要件	⑫財産区分：普通財産・行政財産の区分の整理や工夫、⑬発注方式：総合評価一般競争入札・公募型プロポーザル方式等の検討、⑭VFMの算出：BT+コンセッション事業におけるVFMの考え方、⑮予算措置：BT+コンセッション事業における予算措置の考え方

- 先行事例を踏まえた迅速な事業化手続きの工夫やスケジュール感を示し、**PFI手法等の時間的制約にかかる障壁を緩和**。
- 本ガイドラインで示す**アリーナのコンセプト（多様なスポーツ・エンタメ興行の利用）**を踏まえた**施設の規模の検討に関する考え方**を例示。

第4章 公募準備段階

下記の記載の仕方の例として、先行事例である愛知県新体育館整備・運営等事業等の公募資料の一部を抜粋し、解説

- **実施方針・要求水準書等の作成・公表時に留意すべきポイント**を提示。具体的には、公共側で想定している利用目的を明確にしたうえで、**法令遵守を前提に性能規定の度合いを高めた要求水準**とすることを強調。
- **民間事業者のノウハウを引き出し、スタジアム・アリーナの役割・機能を維持、向上させるための契約の考え方**やより適切に審査を行う際の**留意点**を提示。具体的には、事業者の追加投資を促しつつ不測の事態が起きた際に公共と事業者が都度協議を行うことでリスクを適切に分担することや、財産の活用の考え方、運営段階を重視した参加資格要件の考え方、提案審査における定量／定性評価の配分を例示。

第5章 資料編 入札・公募資料のひな型、関連する指針・ガイドライン・マニュアル、スポーツ関連で定められた施設基準等の概要を一覧で紹介。

PPP/PFI推進に活用できる支援制度

○当室所管のPPP/PFI推進に活用できる支援制度は以下のとおり。

1) 地域プラットフォーム形成・運営支援

支援内容：地域プラットフォームの形成や運営を支援

支援対象：

【形成支援型】地域プラットフォームの継続的な取組実施を通じてPPP/PFI案件形成を目指す地方公共団体等

【運営課題解決型】

継続的・安定的な運営に明確な課題があり、本支援を受ける合意形成が図られている地域プラットフォーム

支援方法：内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、年間を通して支援

PPP/PFI地域プラットフォーム

2) 優先的検討規程運用支援

支援内容：優先的検討規程の策定や運用を支援

支援対象：優先的検討規程の策定や運営の改善を図ろうとする地方公共団体

支援方法：内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、年間を通して支援

★全般：ワンストップ窓口
03-6257-1655

PPP/PFI手法導入の優先的検討

事業の段階

地域課題
検討
事業発案

基本
構想

基本
計画

導入可能性調査

PPP/PFI手続
(PFI法に基づく手続)

事業
実施

※表彰制度もあり

5) 民間資金等活用事業調査費補助金

支援内容：導入可能性調査等の実施を補助金により支援

支援対象：公共施設等運営事業等を実施予定の地方公共団体

支援方法：原則 10,000 千円上限。都道府県及び政令指定都市は、公共施設等運営事業及び広域型PPP/PFI事業に関するものを除き、補助率を 1/2、原則 5,000 千円上限として支援

3) 高度専門家による課題検討支援

支援内容：公共施設等運営事業等の課題解決方策の検討を支援

支援対象：公共施設等運営事業等を実施予定の地方公共団体等

支援方法：内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、年間を通して支援

6) PPP/PFI専門家派遣制度

支援内容：専門家による講演、基礎的内容や具体的案件に関する助言

支援対象：PPP/PFIに取り組む地方公共団体等

支援方法：内閣府が委嘱したコンサルタント又は地方公共団体職員を半日程度派遣。複数回の派遣も可能

4) 協定プラットフォームに参画する地方公共団体の事業化支援

支援内容：マーケットサウンディング実施や簡易検討（簡易VFM作成など）を支援、支援対象：協定プラットフォームに参画する地方公共団体

支援方法：内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、年間を通して支援

PPP/PFIに関するお問合せについて

○PPP/PFI事業の実務に関するご質問、お問合せに内閣府PPP/PFI推進室が対応します。

連絡先：内閣府PPP/PFI推進室 03-6257-1655（直通）

○問い合わせいただいている主な質問の例

1. PPP/PFI全般

- ・コンセッションについて教えてほしい。
- ・〇〇（例：学校空調整備）を検討しているがPPP/PFIの類似事例を教えてほしい。

2. PFI法関連解釈

- ・地方自治法に基づく債務負担行為の設定はいつまでに議決をとれば良いのか。
- ・〇〇（例：温泉施設）はPFI法2条の公共施設等に該当するか。

3. PPP/PFI支援措置

- ・PFI事業は補助金の対象になるのか。
- ・PPP/PFI専門家派遣支援を受けられないか。

4. PPP/PFI優先的検討規程

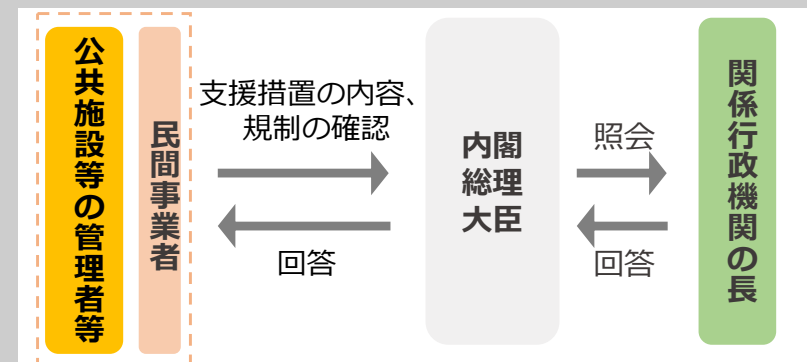
- ・優先的検討規程の事業費基準はどのように解釈するのか。
- ・簡易な検討で用いるVFM算出シートの使い方を教えてほしい。

必要に応じて、行政、金融、法律、会計、コンサルタント等各分野の専門家及び関係省庁の意見も確認します

● ワンストップ窓口制度

平成30年度のPFI法改正により、『ワンストップ窓口制度』が位置づけられました。

- ・地方公共団体、PPP/PFI事業を実施し、もしくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、規制適用の有無、支援措置適用の有無について、書面にて確認を求めることができるようになりました。
- ・内閣総理大臣はお問い合わせに対し、必要に応じて関係行政機関の長に確認の上、書面にて回答します。



ご清聴ありがとうございました。

参考リンク集

- PPP/PFI推進アクションプラン（令和7年改定版）について
https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/action_index_r7.html
- 分野横断型・広域型のPPP/PFI事業導入の手引
<https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/donyutebiki.pdf>
https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/donyutebiki_jirei.pdf
- PPP/PFIの性能発注に関する事例集
https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/jireishuu/pdf/seinohatchu_jireishu.pdf
- スタジアム・アリーナに係るコンセッション事業活用ガイドライン
https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/stadium-arena/r4_kouhyou.html
- PPP/PFI専門家派遣制度
<https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/senmonka/senmonka.html>



内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）

〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
中央合同庁舎中央合同庁舎第8号館14階

TEL : 03-6257-1655
FAX : 03-3581-9682
URL : <http://www8.cao.go.jp/pfi/>

